

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月10日
【事業年度】	第141期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社石井鐵工所
【英訳名】	Ishii Iron Works Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井 宏治
【本店の所在の場所】	東京都中央区月島三丁目26番11号
【電話番号】	03-4455-2503（ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	経営管理部企画経理グループ マネージャー 堂坂 博
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区月島三丁目26番11号
【電話番号】	03-4455-2503（ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	経営管理部企画経理グループ マネージャー 堂坂 博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出した第141期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、本訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

（省略）

(1) 提出会社の企業統治に関する事項

①～⑦

（省略）

(2) リスク管理体制の整備の状況

（省略）

(3) 役員報酬の内容

（省略）

(4) 監査報酬の内容

（省略）

(5) 取締役の定数

（省略）

(6) (7) (8) なし

（訂正後）

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

（省略）

(1) 提出会社の企業統治に関する事項

①～⑦

（省略）

(2) リスク管理体制の整備の状況

（省略）

(3) 役員報酬の内容

（省略）

(4) 監査報酬の内容

（省略）

(5) 取締役の定数

(省略)

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

① 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨定款に定めております。これは、自己の株式の取得が企業環境の変化に対応し、機動的に行えることを目的とするものであります。

② 中間配当

当社は、会社法第454条5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。